



学校給食に関する手続きについて（小学校）



千葉県から学校で出される給食を提供するにあたり、必要な手続きを知らせます。

■ 入学する時の提出書類 ※お子さん1人につき、それぞれ1枚を提出してください。

(1) 学校給食申込書

学校給食の申込みと学校給食のお金の納入などを確認する書類です。必要なことを書いてください。

※ この申込書は、千葉市立の学校に在学している間は、書いた内容が変わらないときは、転校をしたときも有効です。

(2) 口座振替に関する書類（アまたはイのいずれか一つ）

学校給食費等は、口座振替により徴収します。

金融機関の窓口またはインターネットのどちらかの手続きの後、いずれかの書類を学校へ出してください。

ア 金融機関の窓口での手続きのとき（19の指定の金融機関で、現在から手続きができます。）

- 「口座振替依頼書」（4枚複写）に必要な内容を書いて、金融機関の窓口へ出してください。
- 窓口で確認を受けた後、4枚目の「千葉市学校食費等口座振替承諾書」（学校控）を出してください。

イ インターネットでの手続きのとき（18の指定の金融機関で、現在から手続きができます。）

- 「学校給食費等Web口座振替申込み手続」の案内に書かれている、Webページから登録してください。
- 振替する口座を登録した後、申込み手続の案内にある「Web口座振替手続き完了届」に必要なことを書いて出してください。

（1）及び（2）（※アまたはイのいずれか）の書類は、
令和8年4月10日（金曜日）までに学校へ提出をお願いします。

※口座振替の手続きを行わないときは、納付書により、金融機関など（コンビニではできません）から支払います。

また、学校給食費と同時に徴収する「学校徴収金」は、振込書により、振込手数料を負担して支払います。

振込の手数料がかからない、便利な口座振替による納付に協力してください。

■ 口座振替日（納付の期限）は年9回です。

学校給食費の口座振替は、年9回、次の表の振替日に行います。振替ができないときは、次の月の15日に
もう一度、振替を行います。通帳の残高が足りるようにしてください。

（25日・15日が、土曜日や、日曜日、祝日のときは、金融機関の次の営業日に振替を行います。）

期別	第1期(4月・5月分)	第2期(6月分)	第3期(7月分)	第4期(8月・9月分)	第5期(10月分)
口座振替日	6月25日	7月25日	8月25日	10月25日	11月25日
期別	第6期(11月分)	第7期(12月分)	第8期(1月分)	第9期(2月・3月分)	4/25、5/25、9/25は 口座振替が ありません。
口座振替日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	

※口座振替は、給食費のほか、スポーツ振興センター共済掛金、学校徴収金の合計の金額で行います。

※通帳には、「チバシキュウショクヒトウ」または「チバシガッコウキュウショクヒトウ」と書かれます。

■ 学校給食のお金を収める金額の目安です。

がっこうきゅうしょく 学校区分	がくねんくぶん 学年区分	1食あたり (令和8年1月現在)	期毎の目安 (ひと月20回として)	
			1期・9期	2期～8期
しょうがっこう 小学校	1ねんせい 3ねんせい 1年生～3年生	270 円	10,800 円	5,400 円
	4ねんせい 6ねんせい 4年生～6年生	288 円	11,520 円	5,760 円
だいにようごがっこう 第二養護学校	しょうがくぶ1ねんせい 3ねんせい 小学部1年生～3年生	288 円	11,520 円	5,760 円
	しょうがくぶ4ねんせい 6ねんせい 小学部4年生～6年生	298 円	11,920 円	5,960 円
ようごがっこう 養護学校	ちゅうがくがくぶ / こうとうがくぶ 中学部 / 高等部	349 円	13,960 円	6,980 円
ちゅうがっこう / ちゅうとうきょういっくがっこうぜんきかてい 中学校 / 中等教育学校前期課程 / 高等特別支援学校	こうとうとくべつしえんがっこう 高等特別支援学校	320 円	12,800 円	6,400 円

※学校・学年・月によって、給食の回数が変わるため、各期に納付する金額は違います。

※国の取組による学校給食費の負担軽減や、物価の上昇などにより、金額が変わることがあります。

■ 学校給食の提供を、止める、再び始める、内容を変えたいとき

給食の提供を、「止める(食べない)」「再び始める」「内容を変える(給食の一部を食べない)」というように変えたいときは、次のとおり、前もって、在籍(入学予定)の学校へ届出が必要です。変更の届が出されることで、給食のお金を納付する金額が変わります。

○ 給食の内容を変えたいとき(食べ物によるアレルギーなどにより、牛乳が飲めないなど)

食べ物のアレルギーなどによって、「①給食を食べない」「②牛乳が飲めない」「③牛乳しか飲めない」こととなる場合は、学校に相談のうえ、「学校給食変更届」を出してください。

○ 事情があり4日以上続けて給食を受けられない場合(病気による入院や海外へ一時帰るときなど)

病気による入院や、短い間、千葉市外の学校に通うなどの事情で、続けて4日以上給食を受けられないときは、前もって、「学校給食変更届」を出してください。

○ 転校をする場合

転校のため給食を止めるときは、前もって「学校給食変更届」を出してください。千葉市立の学校への転校するときは、転入した学校でも給食を始める内容で「学校給食変更届」を出してください。

※「学校給食変更届」の用紙は、学校で配っています。また、次のURLホームページからダウンロードもできます。⇒「学校給食変更届 千葉市」で検索してください。

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyushoku-tetsuduki.html>



「学校給食変更届」は、期日に余裕をもって出してください。入学前や転入前の提出もできます。給食を始める・変える・止めるときは、食材の注文の数を変えます。望む日の5日前(土・日等を除く)までに出してください。

届出が遅れたときは、望む日から変えることができませんので注意してください。

■ 生活保護や就学援助の対象の場合

生活保護を受けている世帯、または就学援助を受けているときは、学校給食のお金の支払いはありません。
 「就学援助」に当てはまる方や申し出の方法は、「就学援助制度のお知らせ」の案内をお読みください。
 ※令和7年度まで実施していた第3子給食費無償化制度について、令和8年度以降の取扱いは、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」を受けて、現在検討しています。

■ 学校の給食のお金に関わる文書について

お配りする文書	内容	配る時期
① 学校給食費 納入額決定通知書	給食のお金の1年間の支払い金額と各期の支払い金額をお知らせします。 参考に、スポーツ振興センター共済掛金と学校徴収金の金額もお知らせします。	まいとし6がつちゅうじゅん 毎年6月中旬
② 再振替の お知らせ	振替の口座から引落しができなかったときに、再び振替を行うことをお知らせします。	しょかいふりかえび かきき25にち 初回振替日(各期25日) やく10にちご の約10日後
③ 督促状(納付書)	再び振替ができなかったときや、期限までに支払われないときに、納付書による支払いをお知らせします。	おさ きげん 納める期限になったとき から40にちい 40日以内
④ 学校給食費 精算額決定通知書	年間の学校給食のお金の精算を行い、第9期の納付額が変更となったときに、あてはまる人だけ知らせます。	3がつちゅうじゅん 3月中旬 (精算があるとき)

①、②、④の文書は、封筒に入れて、学校から子供を通して渡します。夏休みなどや卒業した後、また、③の文書は郵便で送ります。

※この他、千葉市役所納付推進センターから、電話による再振替のお知らせ等を行うことがあります。

児童手当からの徴収に関する同意について

学校の給食のお金の支払いが、長い間遅れているとき、児童手当から給食費を徴収することがあります。
 「学校給食申込書」の「児童手当に係る徴収等に関する同意書」の欄に、記入をお願いします。児童手当からの徴収はすぐには行いません。支払っていないものがあるときは、速やかに支払いをお願いします。

■ 私立学校等へ入学を予定する方は・・・

千葉市立小学校や特別支援学校ではなく、他の学校に入学する予定のときは、手続きは不要です。
 予定が変わり、千葉市立の学校に入学することになったときは、速やかに手続きを行ってください。



お問い合わせ先

お子さんが通われる学校、または千葉市教育委員会
 保健体育課(口座振替・学校給食費関係)

電話 043-245-5909

メール kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp

学事課(学校徴収金関係)

電話 043-245-5928

メール gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp